

医療的ケアが必要なお子さんの 相談窓口・サービス等のご案内



守谷市役所
令和4年5月発行



相談窓口のご案内

「医療的ケア」とは？

たんの吸引，経管栄養，胃ろう，人工呼吸器の管理など，日常生活を送るうえで行われている医療行為のことです。

社会福祉課

(障がい福祉グループ)

- ・ 各種障がい者手帳，障がい福祉サービスの利用，各種障がい者手当に関する事など

保健センター

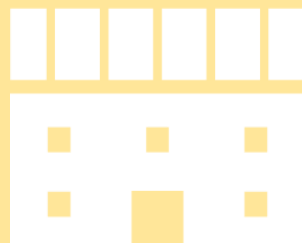
(母子・予防グループ)

- ・ 保健師によるお子さんの健康や発育発達についての相談
- ・ 未熟児養育医療給付事業の手続き，予防接種に関する手続き

のびのび子育て課

(こども家庭支援グループ)

- ・ 家庭児童相談員によるお子さんの健康や発育発達についての相談
- ・ 保健師，助産師，看護師，保育士などのスタッフによるお子さんに関する心配ごとについての相談



守谷市役所

〒302-0198

茨城県守谷市大柏950番地の1

代表電話番号：0297-45-1111

保健センター：0297-48-6000

医療的ケアが必要なお子さんが利用できるサービス

* 手帳の等級や本人の病状に応じて対象となるサービスが異なります。各問い合わせ窓口までご連絡ください。

医療

制度	事業概要	対象者	対象者年齢	問い合わせ窓口
未熟児養育医療 給付事業	未熟児（身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでの方）に対して、入院中の医療保険の自己負担分を補助します。	次のいずれかに該当する方で、医師が入院養育を必要と認めた未熟児 ・出生時の体重が2,000g以下の方 ・生活力が特に薄弱であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていない方	未熟児 (1歳未満)	守谷市保健センター 母子・予防グループ Tel48-6000
小児慢性特定 疾病医療費	患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担の一部を助成します。	小児慢性特定疾病に罹患し、国の定めた診断基準を満たす方	0歳～18歳 (更新の場合 は20歳の 誕生日前日 まで)	茨城県竜ヶ崎保健所 健康増進課 Tel0297-62-2172 (直通)
指定難病特定医療費	指定難病にかかっている患者の医療費の自己負担分の一部を助成します。(小児慢性特定疾病と共通の疾病については、小児慢性特定疾病医療費で助成します。)	次の(1)及び(2)の両方の要件を満たす方 (1) 指定難病に罹患している方(国の定めた診断基準を満たす方) (2) 次の①または②のいずれかに該当する方 ① 病状が一定の基準を満たす方(国の定めた重症度分類を満たす方) ② ①に該当しないが、申請の月を含めた過去12か月以内に医療費総額(10割)が33,330円を超える月が3回以上あった方(軽症高額該当)	制限なし	
重度心身障害者等 医療福祉費支給制度 (マル福)	医療機関等にかかった場合の医療費(医療保険適用分)を助成します。	次のいずれかに該当し、かつ制度上の所得要件を満たしている方 ・身体障害者手帳 1級, 2級, 内部障害3級 ・療育手帳 (A)判定, A判定 ・精神障害者保健福祉手帳 1級 ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B ・障害年金 1級 ・特別児童扶養手当 1級	制限なし	守谷市役所 国保年金課 後期・医療福祉 グループ
自立支援医療 (育成医療, 精神通院)	通院医療費の2割を公費で負担します。 (マル福に優先します。)	育成医療 身体障がい者の認定に相当する程度の身体上の障がいを有する方、又は医療を行わなければ同程度の障がいを残すと認められる方	18歳未満	守谷市役所 社会福祉課 障がい福祉グループ
		精神通院 医師により精神疾患(てんかんを含む)の診断を受け、通院による継続的な治療が必要と認められた方	制限なし	

医療的ケアが必要なお子さんが利用できるサービス

* 手帳の等級や本人の病状に応じて対象となるサービスが異なります。各問い合わせ窓口までご連絡ください。

✓ 教育

制度	事業概要	対象者	対象者年齢	問い合わせ窓口
教育相談・就学相談	市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、関係機関との連携等を通じて、障がいのある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続き等について情報提供を行っています。 また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援します。	幼児児童生徒等及びその保護者	乳幼児期 ～ 就学前	守谷市役所 教育指導課 指導グループ
特別支援教育 就学奨励費	小学校・中学校の特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、補助する仕組みです。	児童生徒等及びその保護者	就学中	守谷市役所 学校教育課 教育総務グループ
特別支援学校における センター的機能	特別支援学校は、保・幼・小・中・高等学校等の要請に応じて、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒等のための、個別の指導計画等の作成や学習上または生活上の困難を改善するための支援を関係機関と連携して進めています。	教員、幼児児童生徒等及びその保護者	0歳～就学中	茨城県立 伊奈特別支援学校 Tel0297-58-8727 茨城県立 下妻特別支援学校 Tel0296-44-1800
県立特別支援学校 における医療的ケア	医療的ケアを必要とする児童生徒の健康の維持・増進を図るとともに、安全で安心な学習環境を整え、教育活動の充実を図っています。 県立特別支援学校において、看護職員又は看護職員の援助の下に行う教員が、家庭等で日常的に行われているたんの吸引・経管栄養等の医行為を、治療目的ではなく健康維持と生活の援助のために、特定の児童生徒に対して一定の体制・手続きの下で実施しています。	主治医からの指示書をもとに、医師や保護者がいない状況下でも医療的ケアを安全に受けることができ、学習活動に参加できる児童生徒	就学中	

医療的ケアが必要なお子さんが利用できるサービス

* 手帳の等級や本人の病状に応じて対象となるサービスが異なります。各問い合わせ窓口までご連絡ください。

✓ 子育て支援

制度	事業概要	対象者	対象者年齢	問い合わせ窓口
保育所	医療的ケアを必要とする児童の保育所利用に関する手続き等について情報提供を行います。 公立保育所において、医療的ケアを必要とする児童の安全、安心な保育環境を整え保育の提供を行います。	0歳から就学前の保育を必要とする方	0歳～就学前 ※要相談	守谷市役所 すくすく保育課 保育グループ 土塔中央保育所 北園保育所
放課後児童クラブ	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えます。	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない方	小学校就学中	守谷市役所 生涯学習課 生涯学習グループ

✓ 障がい福祉①

制度	事業概要	対象者	対象者年齢	問い合わせ窓口
身体障がい者手帳	身体上の障がいがある方に対して、各種サービスを利用できるようになる手帳を守谷市が交付します。対象となる障がい、交付の手続きについてはお問い合わせください。	身体障害者福祉法による身体上の障がいがある方	制限なし	守谷市役所 社会福祉課 障がい福祉グループ
療育手帳	知的障がい児・者に対して各種のサービスを受けやすくするため、児童相談所又は茨城県福祉相談センターにおいて知的障がいと判定された方に対して、茨城県知事が交付します。交付の手続き等についてはお問い合わせください。	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいであると判定された方	制限なし	<18歳未満> 土浦児童相談所 TEL029-821-4595 <18歳以上> 福祉相談センター TEL029-221-0800
いばらき身障者等 駐車場利用証制度	身障者等用駐車場に駐車する際に車内に掲示する利用証を、障がい者手帳等の交付を受けている歩行困難な児童等に交付します。	障がい者手帳等を所持又は指定難病特定医療費受給者証等の交付を受けている方で、茨城県の交付要件を満たしている方	制限なし	守谷市役所 社会福祉課 障がい福祉グループ

医療的ケアが必要なお子さんが利用できるサービス

* 手帳の等級や本人の病状に応じて対象となるサービスが異なります。各問い合わせ窓口までご連絡ください。



障がい福祉②

制度	事業概要	対象者	対象者年齢	問い合わせ窓口
補装具費支給制度	身体障がい児・者もしくは難病患者に対して、日常生活上必要な車いす、杖、補聴器、装具等の費用の補助を行います。	補装具を必要とする身体障がい児・者、難病患者	制限なし	守谷市役所 社会福祉課 障がい福祉グループ
日常生活用具給付事業	障がい者等の日常生活上の便宜を図るための用具の給付を行います。（例：電気式たん吸引器等の「在宅療養等支援用具」や特殊寝台等の「介護・訓練支援用具」、紙おむつ等の「排泄管理支援用具」等）	日常生活用具を必要とする障がい児・者、難病患者等で市が定める方		
小児慢性特定疾患児 日常生活用具給付事業	日常生活の便宜を図ることを目的として、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。 （以下給付対象品目例） 便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器系、尿路系）、人工鼻等	小児慢性特定疾病医療受給者証を受けている方	0歳～18歳 （更新の場合は20歳）	
特別児童扶養手当	身体、知的又は精神に障がい等のある児童を養育している保護者に手当を支給します。	身体、知的又は精神に障がい等のある児童を養育している保護者	対象児童が 20歳未満	
障がい児福祉手当	身体、知的又は精神に障がい等のある児童に手当を支給します。	身体、知的又は精神に障がい等を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の方		
在宅障がい児福祉手当	障がいや疾病のある児童等を在宅で介護する保護者に対し、手当を支給します。	身体、知的又は精神に障がい等のある児童を家庭で養育している保護者で、障がい児福祉手当を受給していない方		
難病患者福祉手当	難病患者に対し手当を支給します。	指定難病特定医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、先天性血液凝固因子障害医療受給者証の交付を受けている方で、守谷市に6か月以上お住まいの方。ただし、生活保護を受けている方は除きます。	制限なし	
心身障がい者扶養共済制度	障がいのある方を養育している保護者が毎月掛金を納めることで、保護者が亡くなった時などに、障がいのある方に対し一定額の年金を一生涯支給します。	障がいのある方を扶養している保護者	65歳未満	

医療的ケアが必要なお子さんが利用できるサービス

* 手帳の等級や本人の病状に応じて対象となるサービスが異なります。各問い合わせ窓口までご連絡ください。



障がい福祉③

制度		事業概要	対象者	対象者年齢	問い合わせ窓口
障がい福祉サービス（手続きの流れは8ページ）	児童発達支援	児童福祉施設等において日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練などの支援を行います。	①身体，知的又は精神に障がい等のある児童（発達障がい児を含む） ②手帳の有無を問わず，児童相談所，市町村保健センター，医師等により療育の必要性が認められた児童	未就学児	守谷市役所 社会福祉課 障がい福祉グループ
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に，生活能力向上のための必要な訓練，社会との交流促進などの支援を行います。	①特別支援学校に在籍している児童 ②支援学級に在籍している児童 ③障がい者手帳等を所持している児童 ④医師の意見書等において放課後等デイサービスの必要性が認められる児童	小学1年生～ 高校3年生	
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに，短期間，夜間も含めた施設で，入浴，排泄，食事の介護等を行います。	入浴，排泄，食事その他の支援を必要とする障がい児・者	制限なし	
	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で，入浴，排泄，食事の介護等を行います。	入浴，排泄，食事その他の支援を必要とする障がい児・者		
	障がい児相談支援	児童発達支援や放課後等デイサービスを利用する際に必要となる障がい児支援利用計画の作成や，児童の発達や支援の相談を行います。	障がい福祉サービスを利用する障がい児の保護者	0歳～18歳	指定障がい児 相談支援事業所 ※8ページ参照
障がい児入所施設（福祉型・医療型）	障がいのある児童を入所させて，保護，日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。	県知事が入所を必要と認めた児童	土浦児童相談所 Tel029-821-4595		
日中一時支援事業	障がい児・者等の日中における活動の場を確保し，障がい児・者等の家族の就労支援及び障がい児・者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	障がい者手帳の交付を受けている障がい児・者	制限なし	守谷市役所 社会福祉課 障がい福祉グループ	

障がい福祉サービスの利用方法①



障がい福祉サービスの種類

児童発達支援

発達に特別な支援が必要と認められる就学前までの児童が利用できます。
日常生活における基本的動作及び知識や技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、必要な指導及び訓練を行います。

放課後等デイサービス

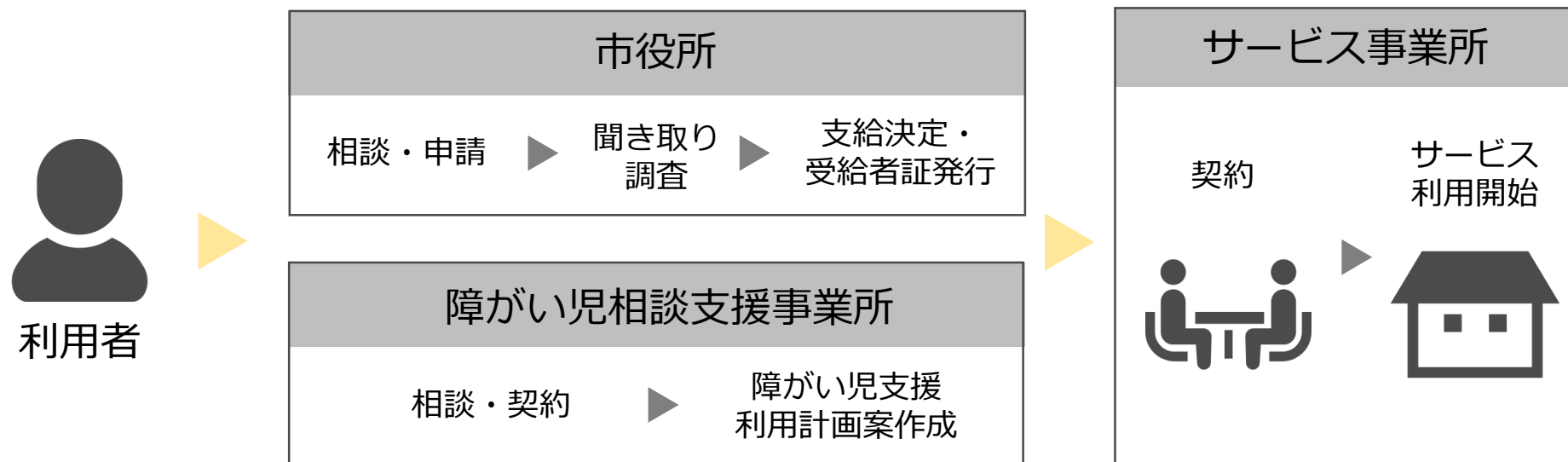
発達に特別な支援が必要と認められる小学生から高校生までの児童・生徒が利用できます。
放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
その他、日常生活に必要な支援を受けられるサービス（居宅介護・短期入所等）もあります。
※詳しくは、守谷市役所社会福祉課 障がい福祉グループ へご相談ください。

障がい児支援利用計画・障がい児相談支援事業所

「障がい児支援利用計画」とは、サービス利用者の心身の状態及び利用者・家族のニーズに基づいた支援目標が記載されており、障がい福祉サービスを利用するにあたって必要なものです。この「障がい児支援利用計画」を作成する相談支援専門員のいるところが障がい児相談支援事業所です。
相談支援専門員は、サービス利用に向けての目標の他に、利用者に必要なサービスの情報提供・調整、サービス事業所との連絡調整を行っています。また、一定期間ごとにモニタリングを行い、適切なサービスを受けられるように支援します。

障がい福祉サービスの利用方法②

☑ 障がい福祉サービス利用までの流れ



守谷市内の指定障がい児相談支援事業所

守谷市障がい者相談支援センター

守谷市板戸井1977番地の2
Tel0297-45-4320

アネシス指定障害者相談支援事業所

守谷市薬師台二丁目16番地3
Tel0297-21-1525



さとう障がい相談支援事業所

守谷市野木崎521番地の1
Tel0297-21-1770

相談支援センター ダン・デ・らいおん

守谷市立沢1001番地の1
Tel0297-34-0766